



特定非営利活動法人ほっとポット

2023年度 特定非営利活動報告に係る
事業報告

2023年4月1日～2024年3月31日



1 事業報告

【無料低額相談事業】

○年間相談総数 313 件/年（前年比 -75 件）

生活上の様々な困りごとへの相談に社会福祉士等が応じる事業(社会福祉法 2-3-1 届出)。

社会福祉士及び介護福祉士法(2-1)に定義されている業として、社会福祉制度等の助言、関係機関への調整支援等を実施している。なお、経済的に困窮している方の費用負担は無料としている。



※実績に地域生活サポートホーム、緊急一時シェルター事業等の入所は含まない



○ほっとリーチ

温かいスープを持って、ホームレス状態にある方のもとを訪問する活動がほっとポットの起源であることから、2022年12月に活動を再開。大宮駅周辺や大宮にある神社参道周辺等を月に1度訪問し、食品やテレホンカード、カイロ等の消耗品を提供している。

2023年度は14回実施し、延べ88名（1回平均約6人）訪問した。また、大宮駅周辺だけでなく、さいたま新都心方面や上尾方面まで訪問範囲を広げた。

今後もほっとポットの原点を忘れず、ホームレス状態にある方のもとへ私たちから足を向けるという姿勢を忘れずに活動を継続していく。

また、2023年度ほっとリーチを実施するにあたり、中央労働金庫の「中央ろうきん助成制度“カナエルチカラ”」を活用した。



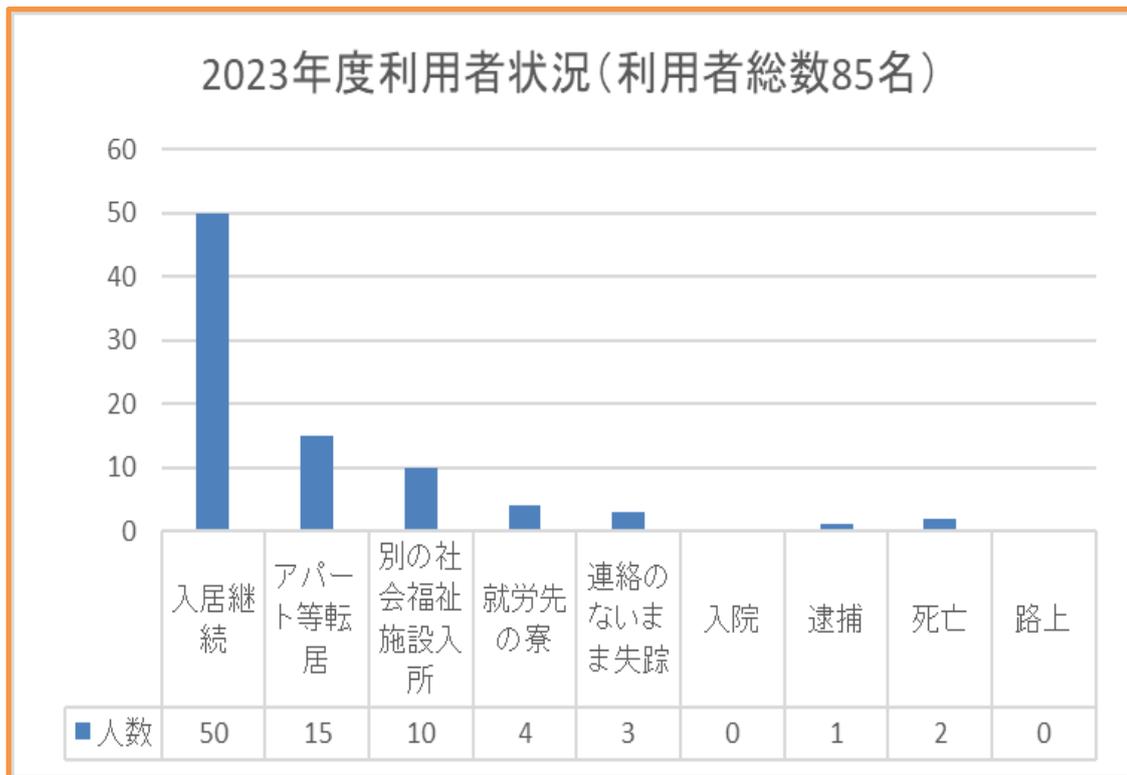
【地域生活サポートホーム事業】

- 施設数 13か所 岩槻区 8か所 計33居室
見沼区 3か所 計13居室
緑区 1か所 計4居室
- 利用者総数 85名/年(前年比-27)
- 新規利用者数 53名/年(前年比-9)
- 退所者数 35名/年(前年比-18)
- 社会福祉法2-3-8及びさいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例届出

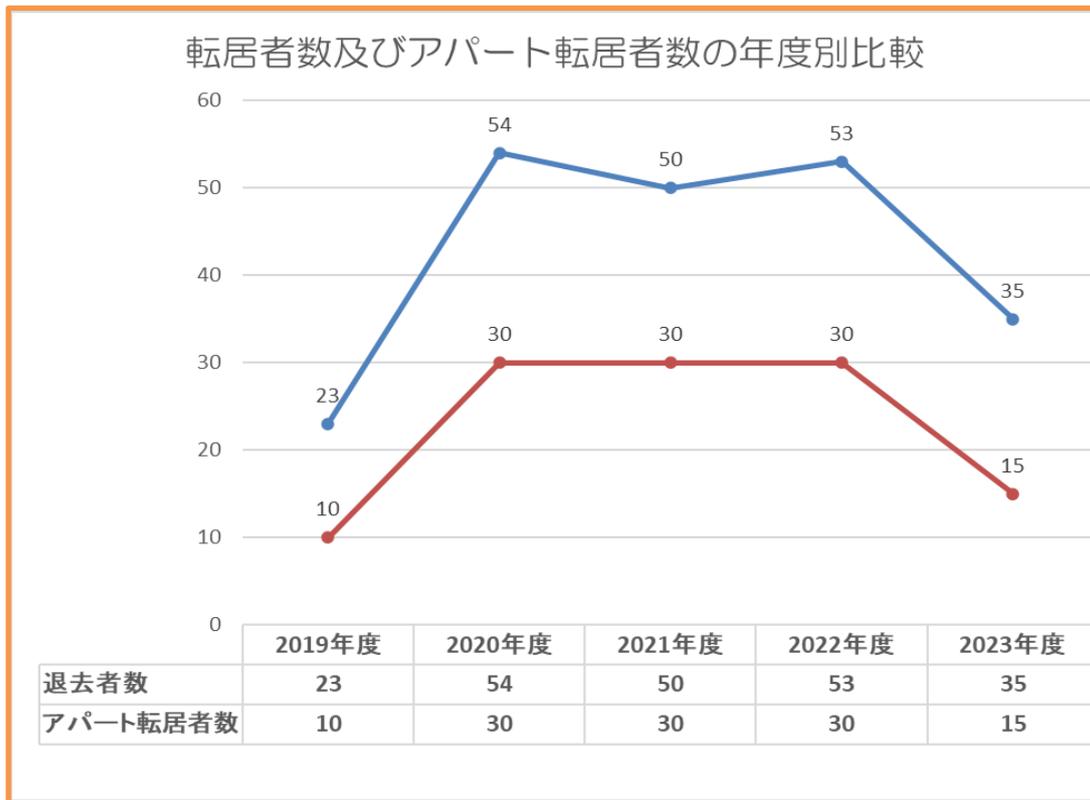


生活に困窮し住居喪失状態にある方へ、一時的な居住の場を提供する社会福祉住居施設である。

一時的な居住の場の提供とあわせ、社会福祉士等の国家資格を有する職員が、福祉制度・福祉サービスの情報提供並びに連絡調整支援、個別支援計画をもとに1人1人の目標や課題に合わせた生活サービスを提供し、利用者の希望する住環境を確保するため支援を行っている。



2023年度は85名が地域生活サポートホームを利用した。転居者35名のうち、アパートへと転居したのは15名、別の社会福祉施設への入所は10名となった。「連絡のないまま失踪」という形で契約解約となった利用者は3名(前年比-5名)、「逮捕」は1名(前年度比-1名)となった。



「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」の施行(2020年4月)以降、初の大幅な退居者数の減少となり、それに伴い利用者総数も減少した。

短期間で転居が実現する利用者もいれば、身体的・精神的な健康状態の不安定さや、金銭管理等の日常生活に関する課題を理由に、施設利用が中長期化する利用者もいる。また今年度は、高齢化や物価高騰を理由に単身生活に不安を抱き、転居へ消極的な利用者が多く見られた。

【緊急一時シェルター事業】

- 施設数 2か所
- 居室数 8居室
- 支援依頼数 29人/年
- 入所支援者数 11人/年

主に貧困を背景として罪を犯した住居喪失状態の方へ、被疑者・被告人段階から社会福祉士を身柄拘束場所へ派遣し、生活相談に応じ、

福祉制度への調整、相談・調整支援とともに30日間を単位とする一時的な居室提供支援を行い、さらに退所後の安定した居宅確保支援を提供する事業である。



本事業は、埼玉弁護士会による社会復帰支援委託援助制度：指定施設となっており、併せて、法務省による緊急的住居確保・自立支援対策事業の一である「自立準備ホーム」として登録されている。弁護士からの支援依頼だけでなく、保護観察所等からの支援依頼へも対応した。

★コラム3 埼玉弁護士会の取組 ～社会復帰支援委託援助制度を中心に～

埼玉弁護士会では、2009年7月より住居不定等により帰住先のない身柄拘束中の被疑者・被告人に対して、釈放後の一時的な居所を確保するとともに同所から長期的に居住可能な住所への転居をはじめとする支援を社会福祉士等に委託し、社会復帰を支援する刑事弁護活動をサポートする制度（「社会復帰支援委託援助制度」）を実施しています。

このほかにも福祉職の方と連携して、精神障害のある被疑者等のために、その特性に応じた刑事弁護を行い、また円滑な社会復帰を支援するため、障害者当番弁護士制度の実施や医療観察法の付添人活動を支援しています。また、県内の各学校における「いじめ防止授業」への講師派遣、「スクールロイヤー」派遣など、子どもたちが不安なく就学できる環境を守るための取組みを行っています。

【社会復帰支援委託援助制度】

（制度概要）
本制度では、弁護士が当事者の生活状況を踏まえ、本人の意向を聞きつつ、本人に必要な支援の在り方について福祉職と相談し、釈放前に事前調整を行った上で釈放日を遅延させ、そのための釈放後の移行がスムーズです。利用対象は、「生活困難等により釈放後の帰住先がない方」です。年齢の制限はないため、幅広い利用者の支援が可能です。実際、利用者の年齢層は20代から70代まで多様です。

制度の大きな特徴は、福祉職と法律職の協働による支援です。釈放後、福祉職からは住民票の復活や携帯電話の契約といった日常生活に関する援助や、アパート確保、医療受診、福祉制度の活用等に向けた支援を実施します。弁護士もこれらに協力するほか、法律問題の相談に応じ、必要に応じて本人から依頼を受けて法的手続きを行います。実際に、債務整理や家事事件の相談や事件対応などが行われています。

（制度の流れ）

- 1 弁護士が、①申訴目的で適宜、②健康で文化的な最低限度の生活を営める適宜、③利用費の相当性・透明性、④社会復帰に向けた支援が可能な福祉専門職を適宜選定し、4つの要件を満たす施設をシェルターとして指定。
- 2 刑事事件を担当する弁護士が、本人に意思確認の上、制度利用を申請。シェルター運営団体の福祉専門職が当事者と面談し、釈放前・利用の可否を回答。
- 3 生活改善の見通しを踏まえ、弁護士が裁判所や検察庁に釈放に向けた活動を実施。
- 4 釈放当日、弁護士が生活保護申請に同行。その後も弁護士と福祉職が協働で自立に向けた支援を継続。

写真：シェルターの一つ（ほっとポット教室）

県内に2つのNPO法人が運営する11室がシェルターに指定されています。制度開始から2020年11月末までの間に663件の利用申込みがあり、305名がシェルターに入所し、その多くの方がアパートや医療・福祉施設など、本人のニーズに合わせた生活場所を得て退所されています。

埼玉弁護士会では、生活上の不安を抱えた市民のため、各種の法律相談事業も幅広く行っています。詳細は、ホームページをご参照下さい。

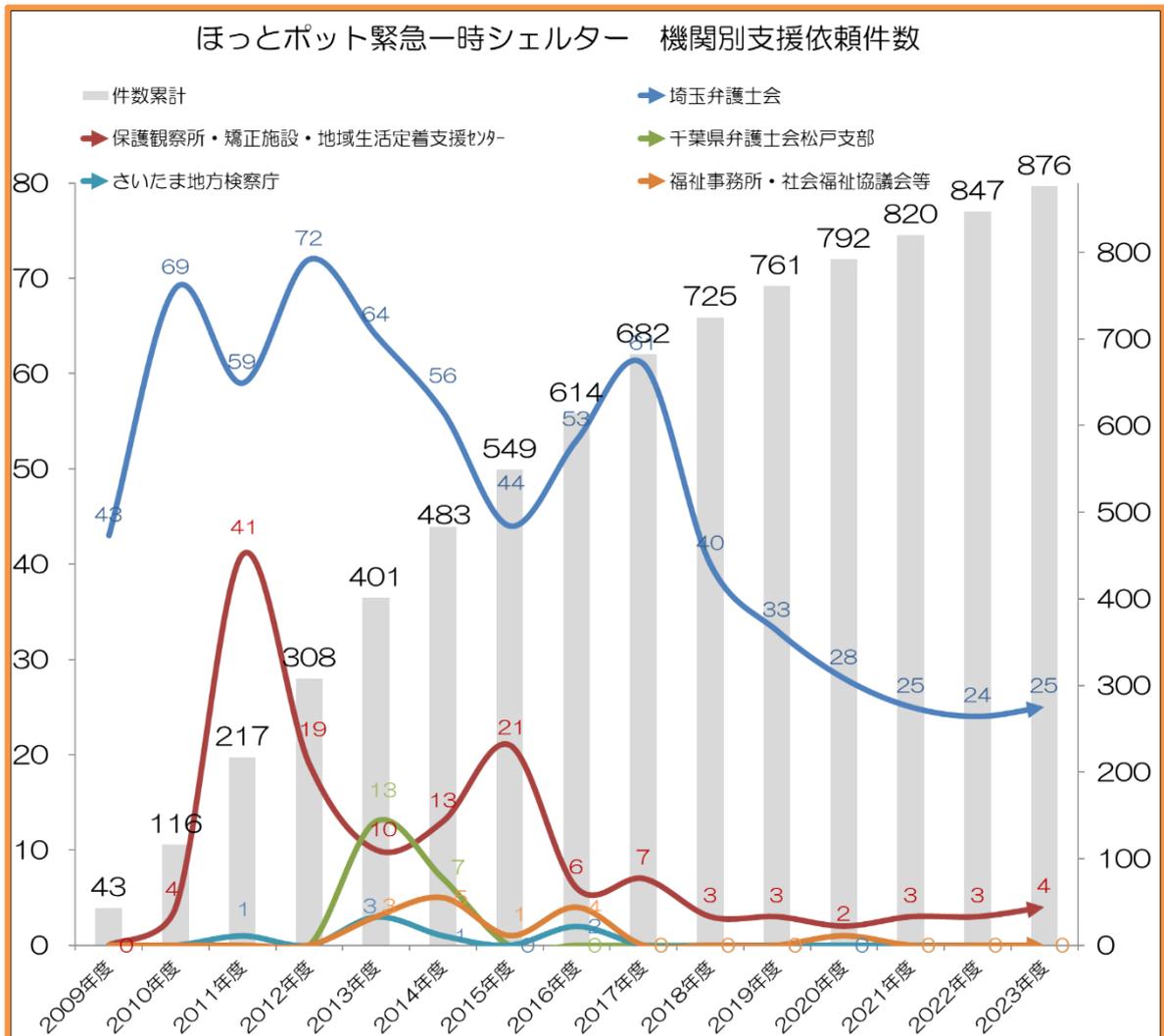
【埼玉弁護士会HP】 <https://www.saiben.or.jp/>

2009年度から始まった緊急一時シェルター事業は、2023年度末で支援依頼総数876人となった。

本事業はこれまで講演依頼や取材依頼などが多く寄せられてきた事業であり、2022年3月に策定された埼玉県再犯防止推進計画及びさいたま市再犯防止推進計画に本事業も掲載された。

なお、2012年度から引き続き、当法人代表理事が、さいたま岩槻地区保護司を法務大臣から委嘱されている。

今年度は、司法修習における自己開拓型プログラムとして、本事業を中心とした司法修習生1人の受け入れを行った。



【障害福祉サービス事業】

(1) 共同生活援助

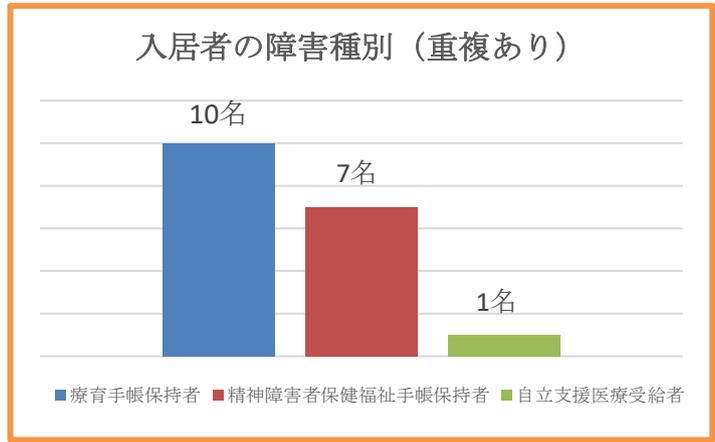
- 施設数 6か所
- 居室数 15居室
- 年間利用者総数 17名/年

障害者総合支援法に基づく共同生活援助(グループホーム)をさいたま市内において運営している。日中は職員が常駐しており、入居者の相談や日常生活上の援助を行う。

17名の障害種別は、療育手帳保持者10名・精神障害者保健福祉手帳保持者7名(重複あり)・自立支援医療受給者(手帳なし)1名。主な日中活動先としては、就労継続支援A、B型作業所や精神科デイケア等である。なお、2名は一般就労している。

2023年度における退去者数は4名であった。うち1名はサテライト型住居からアパートへの転居、もう1名はグループホームから、サテライト型住居を経由せずに、直接アパート転居となった。グループホームを退所後は、ほっとポットが運営している自立生活援助を活用し、月に複数回の訪問を行う事でよりアパート生活を安定させる為の支援を行っている。

共同生活援助ではこれまでに年間行事として、自治会のイベントや地域のお祭り参加、忘年会等の食事会レク、温泉レク等のレクリエーションを実施してきた。一昨年までは新型コロナウイルス(COVID-19)の影響で満足にレクリエーションが開催できなかったが、利用者からの強い希望もあり、利用者4名、職員5名での「ボーリングレクリエーション」を開催した。



(2) 自立生活援助

- 新規受け入れ者数 2名
- 年間利用者総数 7名

障害者総合支援法に基づく自立生活援助を行っている。主に岩槻区内で展開。おおむね週1回、居宅訪問や電話連絡等で日常生活での助言や相談対応を実施。他の障害福祉サービスや医療機関などの必要な関係機関に繋げるために連絡調整等を行っている。また、状況に応じて、病院や区役所等への同行も行う。1人暮らしの中で苦手なことがある方も、自立生活援助を通して、ご自身のペースでアパート生活を送ることが出来ている。

2023年度の利用者数は7名であり、全利用者がほっとポットの運営施設退所者となっている。各利用者の障害種別は精神障害者保健福祉手帳保持者2名・療育手帳4名・自立支援医療受給者(手帳無し)2名である(重複あり)。

【人づくり事業】

○実習生受け入れ 6人/年

○実習依頼大学数 4大学/年

社会福祉士(国家資格)の実習養成施設として社会福祉士を目指す学生の実習生受け入れを行った。職場において、社会福祉士実習者講習会を修了した職員を3人配置。

○司法修習生受け入れ1人(自己開拓プログラム)

○卒業論文協力 2本

○講演啓発・講師派遣・論文等寄稿の主な実績(順不同)

- ・東洋大学ライフデザイン学部 ソーシャルワーク実習II
ゲストスピーカー
- ・聖学院大学心理福祉学部心理福祉学科 ソーシャルワーク演習A 講師
- ・立正大学社会福祉学部社会福祉学科 社会福祉の入門ゲストスピーカー
- ・こころ・からだ・くらし相談室ハルジオン 双方向型オンライントークプログラム ゲスト
- ・「月刊 更生保護(令和5年9月号)」 寄稿
- ・「新・社会福祉士シリーズ19 刑事司法と福祉」 一部執筆 他

○当法人への視察者等(順不同)

- ・明治学院大学 教授 金子充様 学生様
- ・中央労働金庫 総合企画部の皆様
- ・医療生協さいたま生活協同組合 埼玉協同病院 3年目 職員の皆様
- ・埼玉県更生保護女性連盟皆様

○ボランティア受け入れ 9名/年

フードパントリーにおいて、9名のボランティアを受け入れた。

○法人内研修

- ・精神科病棟からの退院支援に関する研修 講師 北藤様
- ・事例検討研修

○法人外部研修等

- ・2023年度社会福祉士実習指導者講習会
- ・令和5年度初任者キャリアパス研修
- ・岩槻くらす部会
- ・事例報告 埼玉県地域生活定着支援センター主催
- ・発達障害福祉新任研修
- ・岩槻区顔の見えるネットワーク会議 他



【ほっとサロン事業】

(1)ほっとサロン

○参加者数 70名/年

主にほっとポットの施設を卒業された方を対象に、アフターフォローの目的で食事を共にするサロンを実施したり、お弁当配布を行う事業である。2023年度のサロンでは、お弁当配布とほっとポット事務所の近くにある公園を利用し、ピクニックのような形式で食事をするサロンを実施した。お弁当配布は計4回(6月1日、9月20日、12月20日、3月13日)、ピクニック形式のサロンを1回(11月8日)実施している。お弁当配布は1回につき15名、ピクニックは10名が参加し、合計で70名の方が参加された。ピクニック形式のサロンでは複数名の参加者が一堂に会して食事をとり、交流する機会となった。地域で一人暮らしをされている方のアフターフォローを通して、近況を伺うだけでなく、相談やお悩みを参加者から伺うことができた。



近況に変化のあった方や調子を崩されている方がいた場合、関係機関へ情報共有し対応することで地域で一人暮らしをされている方の孤立防止を図る。

お弁当配布ではコープみらいからの助成金を利用し、緊急連絡先カードの入った防災グッズを購入してお渡しした。緊急連絡先カードにほっとポットの番号を書いておくことで、地震や台風などの非常時にも繋がりをもち、頼ってもらえること目的としている。

ピクニック形式のような憩いの場としての機能を持つサロンについては、今後継続的に事業ができる方法を考えつつ、参加者がもっと気軽に交流でき、楽しみながら人との繋がりを意識できる工夫をしていきたい。

(2)フードパントリー

○参加者数 213世帯/年(前年比+32世帯)

さいたま市岩槻区にある県営住宅集会所を活用し、子育て世帯等の生活に困窮している世帯へ無料で食品や日用品を提供するフードパントリー活動を2021年6月より実施。偶数月の第3日曜日を主な開催日として、3年目も活動を継続した。

食品の多くは、ほっとポットへの寄付、セカンドハーベストジャパンや埼玉フードパントリーネットワークからの提供品を主として提供しているが、多くがレトルト食品となっている。そのことから今年度は、職員がかき氷やたこ焼きを作り、提供するなどの新たな取組を実施した。また、「浦和競馬子ども基金」の助成金をもとに、同区内にある作業所へお弁当を依頼し、子育て世帯へお弁当配布を行うことができた。

今後も食品の提供を通じてほっとポットの存在を知っていただき、社会福祉士等の福祉の専門職が相談、助言、適切な関係機関への連絡及び調整支援を行い「制度を利用したくても利用できない」「そもそも制度を知らない」「誰に相談していいかわからない」という、人と社会資源とを結ぶ懸け橋的役割を補完した活動を継続していきたい。



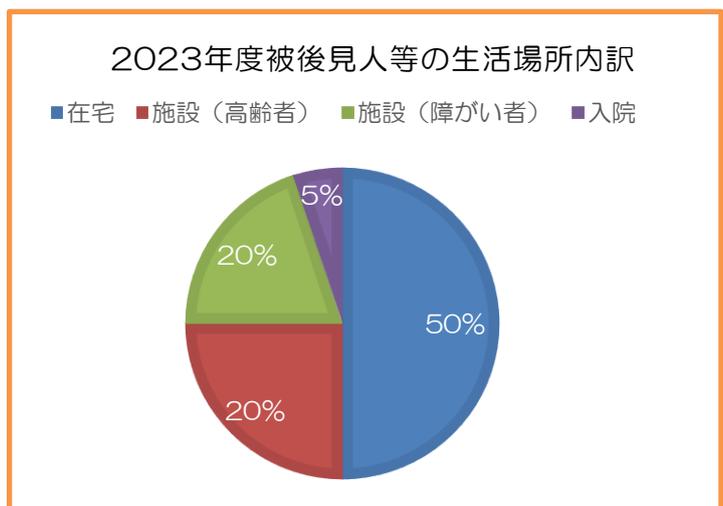
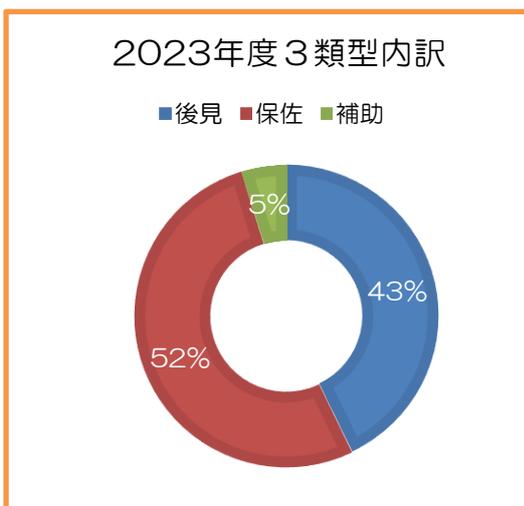
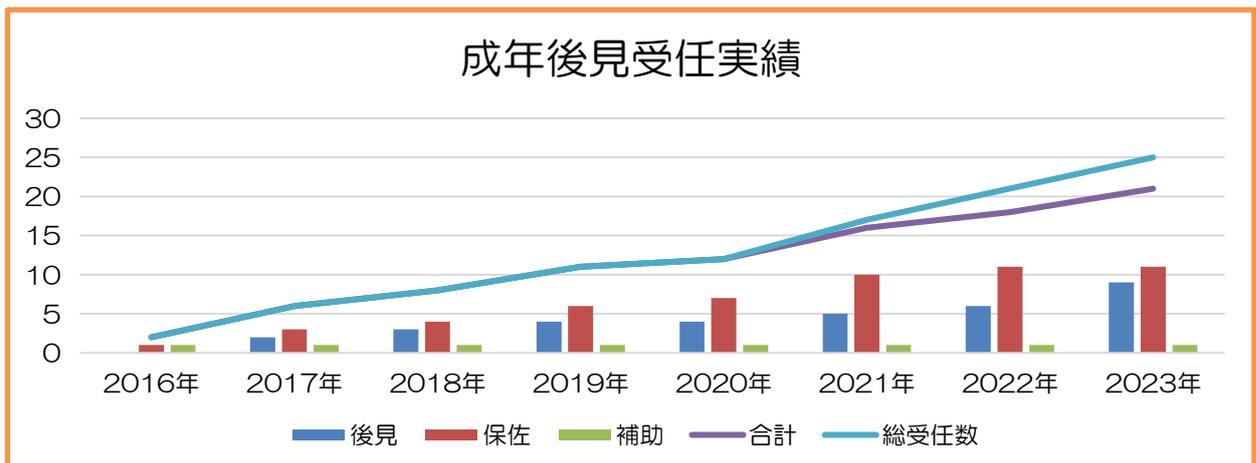
【成年後見事業】

○相談件数 12件/年

○受任件数 21件/年（新規受任4件、受任終了1件、継続16件）

総受任数 25件（2007年度～2023年度まで）

高齢者や障害者で判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人が対象。後見人等が代理で、必要な契約等の締結や財産の管理を行い、本人の権利擁護を行う。また成年後見制度に関する相談にも応じた。現在の受任は法定後見のみとしている。



【就労支援事業】

実施せず

2 その他報告事項

【会員数】

○正会員 143人

○賛助会員 42人

※2024年3月31日時点

【助成金】

- ・中央ろうきん助成制度“カナエルチカラ”2023（ほっとリーチ）
- ・2023年度社会貢献活動助成制度「コープみらい・くらしと地域づくり助成」（ほっとサロン）
- ・令和5年度浦和競馬子ども基金（フードパントリー）

